第２編　国家公務員倫理審査会の業務

国家公務員倫理審査会とは

倫理法及び同法第５条に基づく国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）は、平成12年４月に全面施行された後、平成17年４月の一部改正を経て、平成25年度に施行14年目を迎えた。

国公法及び倫理法に基づいて人事院に設置された国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）は、会長及び委員４人をもって組織され、公務に対する国民の信頼確保という倫理法の目的の下、倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出、各種報告書の審査、倫理法・倫理規程に違反する疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分の承認など、職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌している。倫理審査会の業務実施には、その議決が必要であり、平成25年度には倫理審査会は、23回開催され、設立以来計365回となる。倫理審査会には、その事務を処理するため、事務局が置かれている。

なお、各府省等には倫理法に基づき倫理監督官（各府省事務次官等）が置かれ、各省各庁の長等と共に、倫理審査会と連携して、その属する府省等の職員の職務に係る倫理の保持に関する責務を担っている。

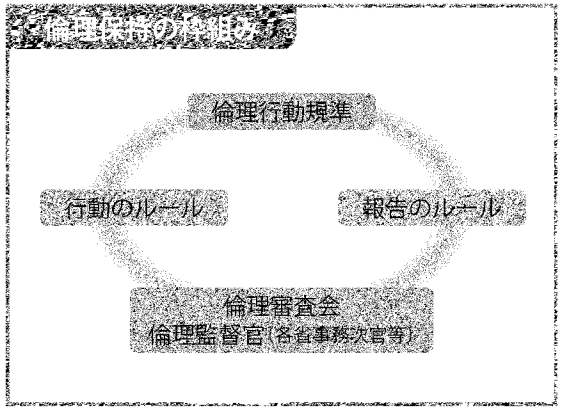
本編は、職員の職務に係る倫理の保持に関して倫理審査会が行う業務について記述したものである。

第１章　倫理の保持を図るための啓発活動等

倫理法は、かつて、幹部公務員を中心に不祥事が続発し、厳しい社会的批判を招いたことを背景として、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することにより、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、議員立法により、平成11年８月に制定され、平成12年４月から全面施行された。

倫理法は、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めるとともに、職員の職務に係る倫理の保持に関する事務を行う機関である倫理審査会の設置、倫理原則を踏まえて職員の倫理の保持に必要な事項を定める政令（倫理規程）の制定、職員と事業者等との接触について透明性を確保するための各種報告制度等（報告のルール）について規定している。

また、倫理規程は、倫理法の倫理原則を受けた倫理行動規準を定めるとともに、許認可等の相手方や、補助金等の交付を受ける者等の職員の職務と利害関係を有する者の範囲を明確に定め、職員が利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止・制限等の「行動のルール」について規定している。



倫理審査会では、倫理法・倫理規程の適正な運用を確保し、国家公務員の倫理を保持するために、『職員の倫理意識の涵養』、『倫理的な組織風土の構築』及び『倫理法等違反への厳正な対応』を三つの主要な施策として取組を進めているところである。

1　倫理制度の周知徹底、広報活動

倫理法・倫理規程の適正な運用を確保するためには、その内容が、これらの法令の適用を受ける職員のみならず、これらの職員と接触する民間企業等の事業者等に十分理解されることが重要である。そのため、倫理審査会は、平成25年度において、次のような施策を実施した。

⑴　各府省等倫理事務担当者会議や各府省等官房長等会議の開催

各府省の本省の倫理事務担当者等を集めた会議を年度当初に開催し、前記の三つの主要な施策を説明するとともに、具体的取組として、各府省における啓発活動の紹介、倫理研修の計画的な実施に関する指導、職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度（以下「通報制度」という。）の活用の推進に関する指導等を行った。

さらに、国家公務員倫理週間を前にした10月から11月にかけて、３回に分けて、各府省等の官房長等を対象とした会議を開催し、倫理の遵守状況や倫理保持のための取組状況等について意見聴取を行うとともに、今後の課題等について意見交換を行い、また、必要な指導等を行った。

⑵　国家公務員倫理週間における啓発活動

平成14年度から毎年実施している「国家公務員倫理週間」（12月１日から７日までの１週間）に際し、公募作品の中から採用した標語「真っ直ぐな　心に照らして　問う倫理」を用いた啓発用ポスターやパンフレットを作成し、各府省等のほか、全国の地方公共団体及び経済団体への配布を行ったほか、倫理週間期間中東京メトロ線駅構内に啓発用ポスターを掲示した。また、一般職の国家公務員を対象として、公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長の尾崎護氏による講演会（テーマ「公務員倫理の淵源」）を開催した。その他、公務員倫理に反すると疑われる行為に係る情報提供を受け付ける「公務員倫理ホットライン」のＰＲを行った。一方、各府省においては、倫理審査会の要請に基づき、倫理監督官による公務員倫理に関する講話や、公務員倫理に関する自らの考えをメールにより全職員に直接送ることなどをはじめ様々な取組がなされた。

⑶　民間企業等への広報活動

国家公務員と接触する機会のある民間企業に対して倫理法・倫理規程の周知及び理解の促進を図るため、全国の経済団体33団体を訪問して、倫理法・倫理規程のポイントを説明し、会員企業に対するパンフレットの配布、機関誌やホームページへの倫理週間の記事の掲載など、民間企業に対する広報活動への協力の依頼等を行うとともに、その他の団体に対しても、郵送により、機関誌等への倫理週間の記事の掲載を依頼した。この結果、合計34団体の機関誌等に倫理週間等の記事が掲載された。

さらに、近時、地方公共団体との関係で、倫理法等違反事案が発生したこと等を踏まえ、地方公共団体に対する周知、広報活動を重点的に行った。

2　職員の職務に係る倫理の保持のための研修

倫理審査会は、倫理法第11条第４号の規定により、職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うほか、自ら実施することが適当と認められる研修については、これを計画し、実施することとされている。

これを受けて、平成25年度においては、次のような施策を実施した。

⑴　倫理制度説明会の実施

倫理制度の周知徹底及び各府省における倫理研修指導者の養成を目的として、各府省の本省の倫理事務担当者等及び地方機関の人事担当者等を対象とした倫理制度説明会を全国10か所において開催し、各府省における集合研修用倫理研修教材として開発した「研修教材パッケージ「公務員倫理」」のデモンストレーションを中心に、職員の倫理意識の涵養に資するよう、より高次の職業倫理の在り方を含めて倫理研修のポイントを解説した。また、「国家公務員倫理法の調査・懲戒手続マニュアル」に基づき、調査及び懲戒手続の留意点等の説明を行った（参加者計543人）。